

平成十六年法律第二百五十一号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

目次
第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 認証紛争解決手続の業務
第三章 民間紛争解決手続の業務の認証（第五条～第十三条）
第四章 認証紛争解決事業者の業務（第十四条～第十九条）
第五章 報告等（第二十条～第二十四条）
第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例（第二十五条～第二十五条）
第四章 雜則（第三十六条～第三十九条）
第五章 罰則（第四十条～第四十二条）
附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

五 特定和解 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をことができる旨の合意がされたものをいう。（基本理念等）

六 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができるること。

七 手続実施者の選任の方法を定めていること。

八 手続実施者の選任の方法を定めていること。

九 申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者については、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

十 民間紛争解決手続において陳述された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において記載されているこれらの秘密についても、同様とされる。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者（法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は代理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者（手続実施者を含む。）が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。（欠格事由）

十七 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

第一節 民間紛争解決手続の業務の認証（民間紛争解決手続の業務の認証）

第五条 民間紛争解決手続を業として行う者（法人でない団体で代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。）は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者（以下「申請者」という。）が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行ふのに必要な知識及び能力並びに経理の基礎を有するも

のであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一 その専門的な知識を活用して和解の仲介を行なう紛争の範囲を定めていること。

二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行なう紛争解决手続において和解の仲介を行なうのにふさわしい者を手続実施者として選任することができる。

三 民間紛争解決手続において陳述された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

四 民間紛争解決手続において記載されているこれらの秘密についても、同様とされる。

五 手續実施者の選任の方法及び手續実施者が紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行なうのにふさわしい者を手續実施者として選任することができる。

六 手續実施者の選任の方法を定めていること。

七 手續実施者の選任の方法を定めていること。

八 手續実施者の選任の方法を定めていること。

九 申請者の実質的支配者等（申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）又は申請者の子会社等（申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。）を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者については、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

十 民間紛争解決手続において陳述された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 民間紛争解決手続において記載されているこれらの秘密についても、同様とされる。

十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 手續実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 申請者（法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は代理人）、その代理人、使用人その他の従業者及び手續実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十五 申請者（手續実施者を含む。）が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。

十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。（欠格事由）

十七 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

一 心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行なうことができない者として法務省令で定めるもの

二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

十 もの個人でその政令で定める使用人のうちに第
一號から第八號までのいずれかに該当する者
のあるもの

十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業
務に従事させ、又は当該業務の補助者として
使用するおそれのある者

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(認証の申請)

第八条 第五条の認証の申請は、法務省令で定め
るところにより、次に掲げる事項を記載した申
請書を法務大臣に提出してしなければならな
い。

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

七 認証紛争解決事業者で法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第十七条第三項において同じ。）であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消しの日から六十日以内にその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第九号及び第十三条第二項第一号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
五 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなりたる日から五年を経過しない者
六 この法律又は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者
い 者

六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から五年を経過しなや者

設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に關し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は國家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

法務大臣は、第五条の認証をしてようとするとときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。）の有無について、警察署長官の意見を聽かなければならぬ。

法務大臣は、第一項に規定する処分又は裁決をしようとする場合には、法務省令で定めるところによればならない。

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、行政不服審査法（平成十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法津により特別の設立行為をもつて

三 内容及びその実施方法を記載した書類
四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める書類

六 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
(認証に関する意見聽取)

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類

二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の

利用その他の方法により公表しなければならない。
認証紛争解決事業者でない者は、その名称中
に認証紛争解決事業者であると誤認されるおそ
れのある文字を用い、又はその業務に関し、認
証紛争解決事業者であると誤認されるおそれ
ある表示をしてはならない。

(変更の認証)

第十二条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争
解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更
しようとするときは、法務大臣の変更の認証を
受けなければならない。ただし、法務省令で定
める軽微な変更については、この限りでない。

2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を探求するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいよう掲示し、又はインターネットの

第三条第四項に規定する参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及び同法第二十八条に規定する審理関係人に直接問い合わせを発することができる。

認証審査参与員は、民間紛争解決手続に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

4 認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 認証審査参与員は、非常勤とする。
(認証の公示等)

第十一條 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。

ころにより、次条第項に規定する認証審査參與員の意見を聴かなければならない。

一 法人である認証紛争解決事業者の役員又は
第七条第九号の政令で定める使人 当該認
証紛争解決事業者

二 個人である認証紛争解決事業者 当該認証
紛争解決事業者又はその法定代表人若しくは
同居の親族

三 個人である認証紛争解決事業者の第七条第
十号の政令で定める使人 当該認証紛争解
決事業者

法務大臣は、第一項第一号に掲げる変更につ
いて同項の規定による届出があつたときは、そ
の旨を官報で公示しなければならない。

2 次の各号に掲げる者が心身の故障により認証紛争解決手続の業務を適正に行うことができないおそれがある場合として法務省令で定める場合に該当するに至ったときは、当該各号に定める者は、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出るものとす る事項の変更

(変更等の届出) 第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があったときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
一 氏名若しくは名称又は住所の変更
二 認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更
三 法人にあつては、定款その他の基本約款(前二号に掲げる変更に係るものを除く。)の変更
四 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定

2 前項の変更の認証を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、変更後の業務の内容及びその実施方法を記載した書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第六条 第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合について、そぞらに準用する。

第二節 認証紛争解決事業者の業務

(説明義務)

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を提供して説明をしなければならない。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第五〇)

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)

(施行期日) この法律は、施行の日から施行する。

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則) 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置) 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条规定は、公布の日から施行する。

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できなこととされる事項であつて、当該不服申立てが提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの、当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合は、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二条 この法律による改正前の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの訴えの提起については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月二日法律第六八号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定及び第三十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第二条 この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(次条において「新法」という。)第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。

(特定和解の執行決定に関する経過措置) 第二条 この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(次条において「新法」という。)第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間ににおける経過措置) 第二条 この法律による改正後の法律の規定により審査請求の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その

他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月一七日法律第六八号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百八十九条の二の規定を除く。)を準用する。

附 則 (令和五年四月二八日法律第一七号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百八十九条の二の規定を除く。)を準用する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十二条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第一百十五条第二項、

第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の二の規定を除く。)を準用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (検討)

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例による。

附 則 (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例による。

附 則 (罰則に関する経過措置の委任)

第五条 附則第五条から前条までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な経過措置後にして行ないた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第九条 附則第五条から前条までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な経過措置後にして行ないた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (罰則に関する経過措置)

第五条 附則第五条から前条までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な経過措置後にして行ないた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日